

2 難治性疾患克服研究事業：指定難病患者の医療費の助成制度

難治性疾患克服研究事業で扱う疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度や重症度が高く、患者数が比較的少ない疾患から対象疾患が選定されている。

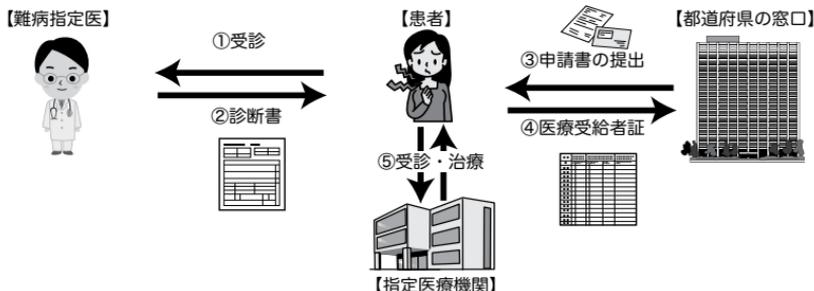
これらの疾患（指定難病）患者には、申請により医療費の自己負担分についての補助が行われている。（以前は国が指定した難病（特定疾患）について特定疾患治療研究事業での公費負担が行われていたが、平成27年1月から**難病法**（難病の患者に対する医療等に関する法律）による新たな助成制度となった。）

○指定難病：疾患ごとに認定基準があり、平成27年度には対象疾患が306疾患となった。

（対象疾患の一覧、診断基準、申請書などのダウンロード：<http://www.nanbyou.or.jp/>）

○期間：原則として1年間（劇症肝炎や重症急性膵炎などは6か月）

3 指定難病医療費助成制度の仕組み



<難病医療費申請の流れ>

4 難病特別対策推進事業

事業名	事業概要	実施主体
難病相談・支援センター事業	地域で生活する難病患者等支援対策を推進するために、患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、難病相談支援センターを設置し、難病患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、電話や面接による相談や患者会などとの交流、就労支援などを行っている。	都道府県
重症難病患者入院施設確保事業	重症難病患者のための身近な入院施設の確保等を図るため、都道府県は概ね二次医療圏ごとに1か所の協力病院を指定し、そのうち1か所を拠点病院として、地域の医療機関の連携による難病医療体制の整備を図る。 拠点病院は、難病医療連絡協議会の業務を受託するほか、連絡窓口を設置し、高度の医療を要する患者の受け入れ等の機能を担う。協力病院は、入院受け入れ等の機能を担う。	都道府県